



こんなときは必ず **14日以内** に届け出を!



こんなとき		手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の都道府県から転入してきたとき	転出証明書
	勤務先の健康保険をやめたとき または、扶養家族からはずれたとき	社会保険離脱証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成されたとき (在留期間が3か月を超える等)	在留カードまたは特別永住者証明書、パスポート
国保をやめるとき	他の都道府県に転出するとき	世帯全員の保険証
	勤務先の健康保険に入ったとき または、扶養家族になったとき	国民健康保険証、加入した勤務先の健康保険証
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国人の加入資格がなくなったとき	保険証、在留カードまたは特別永住者証明書、パスポート
その他のとき	県内の他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	県内の他の市町村に転出するとき	保険証
	市町村内で住所が変わったとき	
	世帯主が変わったとき	
	世帯が分かれたときや一緒になったとき	
	氏名が変わったとき	
	修学のため別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書等
保険証を紛失したり破損したりしたとき	身分を証明するもの、破損した保険証	

(注1)外国人住民の人については、住民登録をしていない人も国保に加入する場合があります。

(注2)市町村によってははんこ(朱肉を使うもの)が必要な場合があります。

※手続きに必要なものは市町村によって異なる場合があります。詳しくは、市町村国保の窓口にお問い合わせください。

